

証券コード 7571

平成29年5月2日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
株式会社ヤマノホールディングス  
代表取締役社長 山 野 義 友

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月19日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月22日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
（コンファレンスセンター）  
（末尾の臨時株主総会会場案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 決 議 事 項

議 案 事業譲渡契約承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamano-hd.com/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議 案 事業譲渡契約承認の件

#### 1. 事業譲渡の理由

当社グループでは事業の持続的な成長を目指す事業戦略として①「M&A戦略の本格推進による事業規模拡大」、②「選択と集中による重点投資」、③「既存事業の強化」を掲げ、事業に取り組んでおります。和装宝飾事業ではその成長モデルが確立されつつあり、前第3四半期にM&Aで新たに加えた呉服・毛皮販売の子会社が好調な業績で推移し、第3四半期連結累計期間のセグメント売上高・セグメント利益は過去最高の数値となりました。

一方、スポーツ事業においては、グループの共通戦略である「ソフトと価値の提供」に基づきメンテナンスサービスの商品化や体験イベントサービスの開催等を積極推進し、地域密着型の専門店として顧客創造に取り組んでまいりました。昨今の健康志向によりアウトドア関連・H&B（ヘルス・アンド・ビューティ）関連の売上は増加傾向にあるものの、主力であるウィンター関連・スポーツウェア関連については、暖冬による雪不足の影響に加え、消費者ニーズの多様化や業種を超えた競争激化などの影響もあり、減収が続く厳しい事業環境となっております。

このような中、当社事業の発展と今後の展開について他社との提携を含めて慎重に検討を重ねてまいりましたが、スポーツ事業においては、フィットネスクラブ経営において全国的な知名度と情報発信力を持ち、事業多角化を展開する中でアパレル事業への参画を加速させているRIZAP株式会社へ事業を譲渡することは、当該事業の発展につながると考え、また当社グループにおいては、美容と和装を中心とした事業への選択と集中を進め、経営資源の再分配を行うことで成長スピードを加速させることができると判断し、本事業譲渡を決定いたしました。

#### 2. 事業譲渡契約の内容の概要

##### 事業譲渡契約書(写)

株式会社ヤマノホールディングス（以下「甲」という。）と、RIZAP株式会社（以下「乙」という。）とは、甲から乙に対するスポーツ事業の事業譲渡に関し、以下のとおり合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

##### 第1条（事業譲渡及び前提条件）

1. 甲は、乙に対し、本条第2項記載の各条件（以下「甲前提条件」という。）が本件事業譲渡日（第2条にて定義する。以下同じ。）において成就していることを

前提として、自らが営むスポーツ事業（以下「本件事業」という。）を譲渡し、乙は、本条第3項記載の各条件（以下「乙前提条件」という。）が本件事業譲渡日において成就していることを前提として、これを譲り受ける。

2. 甲前提条件は、以下のとおりとする。但し、甲はその選択に従い、甲前提条件の一部又は全部について、成就を必要としないものとするができる。
  - ① 本契約につき、会社法第467条第1項の規定に基づく甲の株主総会における承認の決議を得られること。
  - ② 乙が本契約に定められた義務を重要な点において履行していること。
  - ③ 第7条に定める乙の表明及び保証が、本契約締結日及び本件事業譲渡日において重要な点において真実かつ正確であること。
  - ④ 乙による、本件事業の譲受けに関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第2項に基づく届出について法定の待機期間が完了し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等の本件事業の譲渡を妨げる措置又は手続がとられていないこと。
3. 乙前提条件は、以下のとおりとする。但し、乙はその選択に従い、乙前提条件の一部又は全部について、成就を必要としないものとするができる。
  - ① 本契約につき、会社法第467条第1項の規定に基づく甲の株主総会における承認の決議を得られること。
  - ② 甲が本件事業に関して締結している契約で、甲及び乙が別途合意のうえ本件事業の継続のために重要と判断するもの（別紙1「譲渡財産の明細」の「3. 契約関係」の記載を踏まえ甲乙において協議を行う。）について、当該契約の相手方から、乙による契約承継について書面（電子メールを含む。）による承諾を取得できていること。または、当該承諾が本件事業譲渡日後合理的な期間内（具体的な期間については甲及び乙が別途合意して定める。）に取得できることが合理的に見込まれること。
  - ③ 甲が本契約に定められた義務を重要な点において履行していること。
  - ④ 本契約締結日以降本件事業譲渡日までの間（第2条但書の規定に基づいて当該譲渡日に変更された場合には当該変更された日までの間）に、本件事業に重大な悪影響を及ぼす事態が発生しておらず、また継続していないこと。
  - ⑤ 第6条に定める甲の表明及び保証が、本契約締結日及び本件事業譲渡日において重要な点において真実かつ正確であること。
  - ⑥ 乙による、本件事業の譲受けに関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第16条第2項に基づく届出について法定の待機期間が完了し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等の本件事業の譲渡を妨げる措置又は手続がとられていないこと。

## 第2条（事業譲渡日）

本件事業の譲渡実行日（以下「本件事業譲渡日」という。）は、平成29年5月23日とする。但し、手続進行上の必要性や不測の事態の発生等の事由により、両者協議し合意のうえ、当該譲渡日を変更することができる。

## 第3条（譲渡財産）

1. 本件事業の譲渡に伴って甲から乙に対して承継される財産（以下「譲渡財産」という。）の詳細は、別紙1「譲渡財産の明細」に記載のとおりとする。
2. 乙は、別紙1「譲渡財産の明細」に記載のものを除き、甲から本件事業譲渡日現在における本件事業に係る負債を一切引き継がないものとする。

## 第4条（譲渡対価）

1. 本件事業譲渡の対価（以下「本件事業譲渡対価」という。）は、金1,500,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「当初譲渡価格」という。）に、第3項に定める調整を加えた金額とする。
2. 乙は、甲に対し、本件事業譲渡日において、第5条第1項に基づき本件事業を譲り受けるのと引換えに、当初譲渡価格を甲の別途指定する銀行口座宛に振り込む方法により支払うものとする。かかる振込送金に要する費用は乙の負担とする。但し、甲及び乙が当初譲渡価格の支払方法について別途の合意をした場合はこの限りではない。
3. 甲及び乙は、本件事業譲渡日後、以下に定める方法により本件事業譲渡対価に係る調整を行うものとする。
  - ① 甲は、本件事業譲渡日の属する月の翌月15日（同日が営業日ではないときは、その翌営業日）までに、譲渡財産に係る流動資産及び流動負債の本件事業譲渡日時点における帳簿価額（以下「本件帳簿価額」という。）を記載した明細（以下「明細原案」という。）を作成し、これを乙に提示する。
  - ② 乙は、明細原案の内容に異議がある場合には、これを受領した日から60日以内（以下「異議期間」という。）に、甲に対して、異議を述べる事項、金額及び理由を示した書面による通知（以下「異議通知」という。）を行い、甲は、異議通知を受領した後速やかに、異議通知に記載された異議内容を踏まえ、乙との間で本件事業譲渡対価に係る調整を行うものとする。乙が異議期間内に異議通知を行わなかった場合、乙は明細原案の内容に同意したものとみなし、明細原案の内容に従って本件帳簿価額は確定される。
  - ③ 上記②に基づき確定した本件帳簿価額に係る資産超過額から、本件事業譲渡対価に含まれる流動資産及び流動負債に係る資産超過額を控除して差額を算定のうえ、当該差額の絶対値が金100万円以上の場合に限り、（i）当該差額が正の値の場合、乙は、当該算定の日から30日以内にその金額を甲の別途指定する

銀行口座宛に振り込む方法により支払い（振込送金に要する費用は乙の負担とする。）、(ii) 当該差額が負の値の場合、甲は、当該算定の日から30日以内にその金額を乙の別途指定する銀行口座宛に振り込む方法により支払う（振込送金に要する費用は甲の負担とする。）。

#### 第5条（譲渡財産の引渡し）

1. 譲渡財産（但し、譲渡財産に係る契約関係については、当該契約の相手方から承継について承諾が得られたものに限られる。）は、本件事業譲渡日において、甲から乙に対して引き渡されるものとする（具体的な引渡しの方法又は態様については甲乙が別途合意のうえ定める。）。但し、両者の協議により別途の取扱いを定めた場合には、その定めに従うものとする。
2. 甲及び乙は、譲渡財産の引渡しに関し、関係法令上、所轄行政庁に対する届出等何らかの手続きが必要となる場合には、本件事業譲渡日前のみならず、譲渡日後においても、遅滞なく協力してこれを行う。
3. 前2項の手續において、甲又は乙に費用が発生する場合には、当該費用の負担については甲及び乙が別途協議し合意のうえ定めるものとする。

#### 第6条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及び本件事業譲渡日において、乙又は乙が起用する弁護士、会計士その他のアドバイザーに対して開示した事項を除き、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証する。

- ① 甲は、支払不能又は支払停止の状態がなく、かつ、甲について破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産手続が申し立てられた事実がなく、また、手続開始の原因となる事由も存在しないこと。
- ② 甲は、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行のために必要な権能及び権限を有しており、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行は、甲における必要な全ての機関行為その他の内部手続により適法に承認されていること。
- ③ 本契約は、甲によって適法に締結されており、本契約の定めるところに従って、乙に対して執行可能な法的拘束力のある義務を構成すること。
- ④ 甲から乙に開示された本件事業及び譲渡財産に関する情報は重要な点において真実かつ正確であり、また、本契約の締結に関する乙の判断に重大な影響を及ぼす情報は全て開示済みであること。
- ⑤ 本件事業を遂行するにあたって必要とされる官公庁の許認可等は全て取得されており、また、これらにつき停止されているなどの本件事業遂行の重大な支障となる事象が発生していないこと。
- ⑥ 甲は、直近事業年度に係る貸借対照表に記載されたもの及び直近事業年度の

末日以降通常の業務過程で生じるもののほか、本件事業に関しかなる債務（隠れた債務、前受金等に係る債務、年金に係る債務、時間外勤務手当及び休日出勤手当に係る債務、退職金に係る債務、保証債務、偶発債務及び不法行為責任から生じる債務を含むが、本件事業に重大な悪影響を及ぼすものに限る。）も負担しておらず、また、本件事業に関して重大な引当・償却不足は存在しないこと。

- ⑦ 甲が締結又は合意している本件事業に関する重要な契約等（契約書としての書面化の有無は問わない。）について、甲又は相手方当事者による債務不履行事由、訴訟、クレーム、司法・行政機関の判断（いずれも本件事業に重大な悪影響を及ぼすものに限る。）は発生しておらず、甲の知り得る限り、そのおそれもないこと。
- ⑧ 本件事業又は譲渡財産について、第三者に対する担保権又は利用権の設定、瑕疵、差押、仮差押、保全差押、仮処分、保全処分、強制執行又は競売等の申立、訴訟、クレーム、司法・行政機関の判断その他その価値に重大な悪影響を及ぼす事由（疑義を避けるために付言すると、本件事業の通常の運営によって生じる摩耗又は損耗は該当しない。）は生じておらず、また、甲の知り得る限り、これらの生じるおそれもないこと。

#### 第7条（乙の表明及び保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日において、甲又は甲が起用する弁護士、会計士その他のアドバイザーに対して開示した事項を除き、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証する。

- ① 乙は、支払不能又は支払停止の状態がなく、かつ、乙について破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産手続が申し立てられた事実がなく、また、手続開始の原因となる事由も存在しないこと。
- ② 乙は、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行のために必要な権能及び権限を有しており、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行は、乙における必要な全ての機関行為その他の内部手続により適法に承認されていること。
- ③ 本契約は、乙によって適法に締結されており、本契約の定めるところに従って、甲に対して執行可能な法的拘束力のある義務を構成すること。

#### 第8条（従業員の取扱い）

- 1. 甲は、乙に対し、本件事業譲渡日付で、同日の前日まで甲に雇用されている別紙2「承継従業員の一覧」に記載されている従業員が乙へ転籍することに同意するよう最大限協力し、同意した従業員については同意書を徴求の上、乙に対し交付するものとする。

2. 乙は、本件事業譲渡日の前日までに発生した前項の転籍合意者に対する賃金債務、退職金債務、有給休暇に係る債務、賞与に係る債務、振替休日に係る債務、インセンティブに係る債務その他甲との労働契約に基づき、もしくはこれに附帯して発生した一切の債務（社宅の賃借に係る債務を含むが、これに限られない。）を引き継がないものとする。
3. 乙は、第1項の転籍合意者の雇用形態及び雇用条件について、乙の規定に従って、これを定めるものとする。但し、転籍合意者に不利益となる変更（但し、勤労者財産形成促進制度、ベネフィット・ワン（福利厚生制度）その他乙の社内で構築されていない制度等に係るものを除く。）については、当該転籍合意者の同意がない限り行わない。

#### 第9条（事業移管への協力）

1. 甲は、本件事業の譲渡に関し、譲渡財産に係る契約関係の引き継ぎ、不測の事態への対応等、乙に対する円滑な事業移管をなし得るよう、乙に対し、本件事業譲渡日前のみならず譲渡日後においても、実務上必要とされる協力を行うものとする。
2. 本件事業譲渡日以降、本件事業の譲渡に関し、取引先からの誤振込の対応処理その他の残務手続が発生した場合、甲は実務上可能な範囲においてその処理を行うものとし、それに伴う費用負担については甲乙が個別に協議し合意のうえ定めるものとする。

#### 第10条（本件事業の引継ぎ）

甲は、乙に対し、本件事業譲渡日後の乙による本件事業の円滑な運営のため、本件事業の引継ぎのために実務上合理的に必要な協力を行うものとする。なお、乙は、甲の事前の書面による許諾を得ることなく、本件事業譲渡日以降、本件事業を行うにあたり、甲の商標、名称又はロゴを一切使用しないものとする。但し、本件事業譲渡日までに、撤去、変更等が間に合わなかったものの取扱いの詳細については、別途甲及び乙が協議により定める。

#### 第11条（譲渡財産の管理等）

1. 甲は、譲渡財産につき、本契約締結から本件事業譲渡日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその管理・運営（契約の相手方に対する契約上の義務の履行を含むが、これに限られない。）を行い、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為については、事前に乙の書面による同意を得たうえでこれを行うものとする。
2. 甲は、甲が本件事業に関して締結している契約に関して、本契約締結日現在、当該契約の相手方に対して未履行の義務（履行期が到来しているものに限る。）

につき、本契約締結後速やかにこれを履行しなければならない。また、甲は、本件事業譲渡日において履行期が到来している当該契約の相手方に対する債務の履行については甲の責任において全て解決するものとする。

#### 第12条（譲渡財産に関する費用負担）

譲渡財産に関する公租公課及び維持管理費は、本件事業譲渡日をもって区分し、その前日までの分を甲が、本件事業譲渡日以降の分を乙が、それぞれ負担するものとする。但し、両者の協議により別途の取扱いを定めた場合には、その定めに従うものとする。

#### 第13条（競業避止）

甲は、本件事業譲渡日後1年間、本件事業と同一の事業を行わないものとする。疑義を避けるために付言すると、甲のアパレル事業及びDSM事業については、本条は適用されない。

#### 第14条（権利義務の処分禁止等）

1. 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、第三者に対して本契約上の権利・義務を譲渡し、もしくは第三者のために本契約上の権利を担保に供する等の処分を行ってはならない。
2. 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、第三者に対し、本契約上の当事者たる地位を譲渡してはならない。

#### 第15条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、両者が別途協議による合意の上で公表する事項を除き、本契約の内容を、秘密として厳に保持するものとし、事前に相手方の書面による承諾のない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 甲及び乙は、本件事業の譲渡に関して開示を受けた相手方の営業上あるいは技術上の情報を、厳に秘密として保持するとともに、本契約の目的達成のため以外に使用しないものとし、情報を開示した当事者の事前の書面承諾のない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、以下の情報については、本項は適用されない。
  - ① 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
  - ② 開示を受けた時点で、本契約の条項に違反することなく、既に保有していた情報
  - ③ 本契約の条項に違反することなく、又は本契約とは無関係に、独自に入手し又は開発した情報
  - ④ 守秘義務を負っていない第三者から適法に入手した情報

- ⑤ 開示を受けた後に、自らの責によらずに公知となった情報
3. 前2項の規定は、甲又は乙が、次の各号に定める者に対し、目的外利用や第三者への開示・漏洩の禁止につき適切な措置を講じることを条件に開示する場合を除く。
- ① 自らの役員又は従業員のうち、本件事業の譲渡のために秘密情報を取得する必要がある者
  - ② 自らのグループ会社のうち、本件事業の譲渡のためにその情報を取得する必要がある会社
  - ③ 前号の会社の役員又は従業員のうち、本件事業の譲渡のために秘密情報を取得する必要がある者
  - ④ 公認会計士・弁護士等、法令によって秘密保持義務を負っている外部専門家

#### 第16条（解除）

1. 甲及び乙は、本件事業譲渡日以前において、相手方が本契約に関して重大な義務違反をし、かつ当該違反当事者に対して相当の期間を定めて書面をもって是正を催告したにもかかわらずその期間内にその是正がなされない場合、相手方に対する書面による通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 甲及び乙は、本件事業譲渡日以前において、相手方に次のいずれかの事由が発生した場合、相手方に対する催告等の何らの手続きなくして、即時に本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ① 手形もしくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止した場合。
  - ② 監督官庁から営業の取消しの処分を受けた場合。
  - ③ 第三者から仮差押え・仮処分等の保全処分、差押え等の強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納による滞納処分ないし公売処分を受け、信用不安に陥ったものと合理的に認められる場合。
  - ④ 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始のいずれかの申立て又は任意整理の開始があった場合。
  - ⑤ 解散、自らが消滅会社となる合併、自らの営業の主要部分を第三者に対して分割・譲渡する会社分割もしくは事業譲渡又は株式交換もしくは株式移転のいずれかを行う旨の決議をした場合（ただし、合併、分割・譲渡又は株式交換もしくは株式移転の相手方が自らの親会社又は子会社である場合は除く。）。
  - ⑥ 株主構成の変動等により、新たに第三者が総議決権の過半数を取得する等会社支配権を取得し、又は実質的にこれと同様の状況となった場合。
3. 本条の規定に基づき解除を行った場合であっても、第17条に基づき、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

#### 第17条（補償）

1. 甲は、第6条に規定する甲の表明保証違反又は甲の本契約上の義務違反に基づき、乙が損害、費用その他の損失（第三者からの請求に基づくものを含み、また逸失利益及び合理的な範囲での弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を被った場合、乙に対して当該損害等を賠償又は補償する。
2. 乙は、第7条に規定する乙の表明保証違反又は乙の本契約上の義務違反に基づき、甲が損害等を被った場合、甲に対して当該損害等を賠償又は補償する。
3. 前2項に基づく損害等の賠償又は補償の請求は、本件事業譲渡日から1年以内に、賠償又は補償を請求する原因となる事実及び損害等の金額を可能な限り具体的に特定した書面による通知により行うものとし、当該期間内にかかる通知がなされなかった場合には、その翌日以降は、かかる通知を受けなかった当事者は、前項に基づく損害等の賠償又は補償の義務を負わない。また、前2項に基づく損害等の賠償又は補償の金額は、それぞれ、総額で本件事業譲渡対価の総額の10%を超えないものとし、これを超えた部分については、賠償又は補償義務を負わないものとする。
4. 本契約に関連して当事者に生じる損害等の相手方に対する賠償又は補償の請求は、本条の規定に従ってのみ可能であり、本条の規定に基づく請求を除き、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為責任、その他法律構成の如何を問わず、各当事者は、相手方に対して損害等の賠償又は補償を請求することはできないものとする。

#### 第18条（公表）

甲及び乙が本件事業の譲渡に関する対外的公表を行う場合は、その公表の内容につき、事前に相手方の承諾を得るものとする。

#### 第19条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とする。

#### 第20条（裁判管轄）

本契約に関して法的紛争が生じ、甲と乙との間で訴訟等の裁判手続きに至る場合には、訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第21条（誠実協議）

本契約の解釈に疑義が生じた場合や、本契約に定めのない事項につき問題が生じた場合には、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い真摯に協議を行い、円満な解

決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証して本書2通を作成し、甲及び乙が共に記名押印のうえ、各1通を保持する。

平成29年3月15日

- 甲 : 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号ヤマノ24ビル  
株式会社ヤマノホールディングス  
代表取締役 山 野 義 友 ⑩
- 乙 : 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号  
R I Z A P株式会社  
代表取締役 瀬 戸 健 ⑩

## 別紙 1

## 譲渡財産の明細

## 1. 資産

単位:千円

	平成29年1月末 帳簿価額	譲渡基準 帳簿価額
流動資産	758,847	流動性 調整対象
商品	740,233	
前払費用	18,506	
立替金	108	
固定資産	719,487	※① 730,787
建物	99,620	
建物等付属設備	34,303	
構築物	1,406	
工具備品	18,673	
土地	276,244	
リース資産(有形)	7,194	
債除固定資産	8,655	
電話加入権	1,205	
ソフトウェア	2,052	
敷金	270,085	※② 282,265
長期前払費用	51	
資産合計	1,478,334	※①② 1,501,814

※①スポーツワールド三宮店の店舗改装費「4,300千円」と福山店・雪板  
工房消防法適合工事費「7,000千円」を加算している。

※②秀山荘の実質の敷金「7,776千円」と保証金「6,300千円」と帳簿上の  
「1,896千円」の差額「12,180千円」を加算している。

## 2. 負債

単位:千円

	平成29年1月末 帳簿価額	譲渡基準 帳簿価額
流動負債	36,980	流動性 調整対象
未払い金	9,211	
前受金	9,806	
前受収益	204	
ポイント引当金	15,410	
一年以内リース債務	2,349	
固定負債	72,253	72,253
長期未払金	29,050	
リース債務	4,446	
資産除去債務	38,757	
負債合計	109,233	109,233

## 3. 契約関係

スポーツ事業に関連する以下の契約

賃貸借契約

リース契約

加盟店契約

商品売買契約

その他、スポーツ事業に関連する契約一切

## 4. その他

(ア) 上記1ないし3に定めるもの以外の譲渡財産については、甲と乙の協議により定めることができる。

(イ) 甲は、上記3に定める契約関係について、乙が当該契約関係を同条件で引き継ぎできるよう、当該契約の相手方との折衝に努めるものとする。

別紙2

承継従業員の一覧 (省略)

3. 事業譲渡により受け取る対価の算定の相当性に関する事項

譲渡する事業の経営成績(平成28年3月期)

	スポーツ事業(a)	平成28年3月期 連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	3,724百万円	23,791百万円	15.7%
セグメント利益	△168百万円	264百万円	—

以上



# 臨時株主総会会場案内図

会場 東京都新宿区西新宿 8丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー 5階  
(コンファレンスセンター)



- 交通「西新宿駅」1番出口より徒歩3分(丸ノ内線)
  - 「都庁前駅」E4出口より徒歩7分(大江戸線)
  - 「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分(大江戸線)
  - 「新宿駅」西口より徒歩15分(JR線・丸ノ内線・大江戸線等)
- (お車でのご来場はご遠慮ください)